

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和元年 5 月  
大 阪 税 関

南港出張所における通関処理体制の変更等について

平素は税関行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
本年 7 月 1 日からの大阪税関南港出張所における通関処理体制の変更等を、  
下記のとおりお知らせいたします。

記

○本年 7 月以降の南港出張所における通関処理体制

| 部 門<br>(担当税番：海上/航空共通)                                    | 場 所              | 変更点   |
|--|------------------|---|
| 通 関 第 1 部 門<br>(第 1 類から第 24 類担当)                         | 南港出張所内<br>南館 1 階 | ・ 航空貨物に係る通関事務を所掌事務に追加   |
| 通 関 第 2 部 門<br>(第 25 類から第 38 類担当)                        | 南港出張所内<br>南館 2 階 | 〃   |
| 通 関 第 3 部 門<br>(第 39 類から第 40 類担当)                        | 〃                | 〃   |
| 通 関 第 4 部 門<br>(第 41 類から第 49 類、<br>第 64 類から第 67 類担当)     | 南港出張所内<br>北館 2 階 | 〃   |
| 通 関 第 5 部 門<br>(第 50 類から第 60 類、第 63 類担当)                 | 〃                | 〃   |
| 通 関 第 6 部 門<br>(第 61 類から第 62 類担当)                        | 〃                | ・ 旧通関第 7 部門を通関第 6 部門に統合<br>部門コード【07】→【06】(【06】は変更無し)<br>・ 航空貨物に係る通関事務を所掌事務に追加 |
| 通 関 第 7 部 門<br>(第 68 類から第 71 類、<br>第 90 類から第 97 類担当)     | 南港出張所内<br>南館 2 階 | ・ 部門名変更：旧通関第 8 部門から変更<br>部門コード【08】→【07】<br>・ 航空貨物に係る通関事務を所掌事務に追加              |
| 通 関 第 8 部 門<br>(個人通関、別送品)                                | 南港出張所内<br>南館 1 階 | ・ 部門名変更：旧通関第 9 部門から変更<br>部門コード【09】→【08】<br>・ 航空貨物に係る通関事務を所掌事務に追加              |
| 特 別 通 関 第 1 部 門<br>(第 72 類から第 83 類、<br>第 86 類から第 89 類担当) | 〃                | ・ 航空貨物に係る通関事務を所掌事務に追加   |
| 特 別 通 関 第 2 部 門<br>(第 84 類から第 85 類担当)                    | 〃                | 〃   |

※平日 (17:45~21:00) 及び土日祝 (8:30~17:15) は特別通関部門で対応 (1/1 は除く) (変更なし)

※日曜日は予め要請があった場合のみ対応 (変更なし)

※6 月 30 日までに旧部門コードで輸出入申告等を受理し、許可 (承認) が未済のものについては、7 月以降、上記担当部門が処理します。なお、仕掛中の輸出入申告等に係る取扱いについては南港出張所各通関部門にお問い合わせください。

○南港出張所分庁舎の航空通関部門廃止に係る業務

本年6月30日をもって、南港出張所分庁舎の航空通関部門を廃止することを既にお知らせしていますが、現在、同部門で行っている業務につきましては、本年7月1日以降、南港出張所（本庁舎）各通関部門が担当します。

※航空貨物、海上貨物ともに代表税番（分類）をもとに各通関部門が担当します。

※航空貨物、海上貨物ともに別送品は通関第8部門（個人通関、別送品）が担当します。

なお、通関処理体制の変更等に伴うNACCS関連業務の取扱いについては、別紙を参考に処理願います。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

（本件に関するお問い合わせ）

ご不明な点がございましたら、以下の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

➤南港出張所総務課（06-6614-5304）

2019.05

**通関処理体制の変更等に伴うNACCS関連業務の取扱い  
(南港出張所)**

**(1) 6月30日までに航空通関部門に輸出入申告等を行い、当日中に許可(承認)が未済のもの**はどの部門が処理することとなるのか。

また、仕掛中の輸出入申告等の担当部門が、7月1日をもって変更となった場合はどうか。

(答)いずれの場合も、7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなります。なお、6月30日までに予備申告を行っており、7月1日以降に本申告を行う場合も同様となります。

**(2) 設問1の場合、宛先部門コードを変更・訂正する必要はあるか。**

(答)

・申告内容に訂正がない場合：

変更等は不要です。

・申告内容に訂正がある場合：

申告内容の訂正に併せて、7月以降の体制に従い宛先部門コードの変更・訂正についても行っていただくようご協力をお願いします。

ただし、部門が廃止となる航空通関部門「21」、通関9部門「09」を宛先とした申告内容の訂正については、システム上処理ができないため、申告内容の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこととなります。

**(3) BP承認を受けた後、IBP業務が未済のものについてはどうか。**

(答) 上記同様、7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなります。よって、7月1日以降、担当部門が変更となる場合は、IBP業務時に内容訂正に併せて、7月以降の体制に従い宛先部門コードの変更・訂正についても行っていただくようご協力をお願いします。

ただし、部門が廃止となる航空通関部門「21」、通関9部門「09」を宛先としたIBP業務はシステム上処理ができないため、IBP業務時の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこととなります。

**(4) 6月30日までに事項登録を行い、7月1日以降に輸出入申告を行う場合の取扱いについてはどうか。**

(答) 6月30日までに事項登録を行い、7月1日以降に輸出入申告を行うものについては、7月1日以降に申告事項登録業務で宛先部門コードを消去(空欄に)した上で輸出入申告(再送信)を行っていただくと7月1日以降の担当部門(宛先部門)が自動的に払い出されます。

**(5) 6月30日までに許可を受けた貨物に係る修更正、輸出許可後の訂正の担当部門は。**

(答) 7月1日以降の新しい体制に従い、担当部門が処理することとなります。ただし、部門が廃止となる航空通関部門「21」、通関9部門「09」を宛先とした輸出許可後の訂正は、システム上処理ができないため、輸出許可内容の訂正に併せて宛先部門を上書き訂正いただくこととなります。

**(5-2) 修正申告や更正請求に係る事前審査についても、新しい体制に引き継がれるのか。**

(答) 7月1日以降の新しい体制に引き継ぎ処理することとなります。

**(6) 保税業務の変更はあるか。**

(答) 保税地域コードに変更はなく、特段の変更はありません。

以上